

横浜市磯子区精神障害者生活支援センター 令和6年度事業計画書

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは5類になりましたが、まだまだ油断出来ない状況が続いています。磯子区生活支援センターでは感染対策にも注意をしながら、これまでの生活様式が変化する中でも精神障害のある方々が地域の中で安心して生活できるよう、また自立と社会参加の促進を図るために、相談支援、生活支援サービスの提供、フリースペースの提供等各種事業や当事者活動への支援を通して精神障害のある方一人ひとりのリカバリーに資することを目指していきます。

共生社会の実現に向けた国の動向に即し、横浜市においても各区の特色に応じた地域生活支援拠点の面的整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築が急務となっている中、そうした地域体制構築に向けた取り組みへ積極的に参画していきます。またサービス等利用計画の作成等を行う計画相談支援事業など個別支援に係る業務も引き続き実施することにより利用者支援の充実強化を図ります。

【令和6年度に重点的に取り組む事業】

上記の方針に基づき、以下の事業を重点的に実施します。

1 重層的な相談支援体制の構築

(1) 基幹相談支援センター・区福祉保健センター等との協働

第4期磯子区地域福祉保健計画の基本理念「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」のもと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、地域生活支援拠点の構築など多くの課題が重なり合い検討が進められているところです。基幹相談支援センター、区福祉保健センター等と協働し、皆で一つの共生社会を作っていくという認識を揃え、区自立支援協議会を中心とした多様なネットワークのなかで、それぞれの強みを活かし、また相互に補い合うような形で磯子区の精神保健福祉に係る相談支援体制を牽引していくこととしています。こうした取り組みに引き続き積極的に関与し、磯子区の精神保健福祉の土台を築いていきます。

(2) 相談支援の充実

指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、自立生活援助事業、自立生活アシスタント事業、基本相談支援等の各相談支援事業に引き続き取り組むと共に、それぞれの機能をより有機的に連動することにより、個々の多様なニーズに応じた切れ間のない支援の展開を行います。また、ご本人らしい地域生活を支える各種サービス等が協働し合い機能的に役割を担っていけるように積極的に働きかけます。

加えて、地域共生社会の実現に向け、相談支援の拡充を目的に、ピアスタッフによる、当事者視点での相談・支援体制を構築します。

(3) 地域や関係機関との連携

当事者が地域の中でより暮らしやすい社会を目指して、精神障害について広く地域の方々に理解を深めてもらうため、日常的に地域の会合や行事などに参加するなど、関係機関・団体や住民の方などと、これまで以上に連携や交流を積極的に行いながら

精神保健福祉に関する普及啓発に取り組みます。また、身近な相談機関として、地域の関係機関等とも連携して早めの相談支援につながるよう取り組みます。これらの取り組みを通じて地域に開かれた生活支援センターとして当事者の支援はもとより、「8050問題」や「ひきこもり」など地域の課題などを早期に把握し地域支援体制づくりに貢献できるよう努めます。

【実施事業】

1 相談支援

(1) 基本相談支援

継続的な支援を提供する方については、必要に応じ「個別支援計画」を作成して関係機関同士で支援方針を共有します。地域の身近な相談の場である一時相談支援機関として、多様な相談を柔軟に受け、必要な支援につなげます。

(2) 計画相談支援事業

障害者総合支援法内のサービスを利用する当事者の希望に応じ、「サービス等利用計画」の作成やモニタリングを通して適切なサービス提供を活用し、希望する生活が実現できるよう支援します。

(3) 地域相談支援事業、横浜市退院サポート事業

精神科病院に入院している方に対して、入院が長期化しないように病院を訪問し、退院に向けた支援を行います。退院後も安心して地域での生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援します。また、入院している方・医療従事者など関係者の方を対象とした普及啓発活動を行います。

(4) 自立生活援助事業、自立生活アシスタント

地域で生活する精神障害者が安定した生活を送ることができるよう、訪問による生活支援や家族・近隣・職場等との連絡調整を適時、的確に行います。また、当該障害者の地域生活を支えるために、関係機関と連携して支援を行います。

2 地域や関係機関との連携

(1) 各種会議の開催・参画

運営連絡会の開催や区自立支援協議会、関係機関との連絡会議などに積極的に参画し、地域課題の把握や情報を共有して課題解決を図ります。

(2) 地域ケアプラザとの連携

区内の各地域ケアプラザと連携して地域住民や高齢者支援機関等に対し、「精神障害に関する理解」を広めるとともに「生活支援センターの機能の周知」を図ります。

(3) ボランティアとの連携

当事者が社会とのつながりを持てるよう、プログラムや自主活動への参加を通じてボランティアとの連携を図ります。

3 当事者との協働

各事業を通じてピアサポーターや精神障害を有する人の活躍できる環境の整備について考え取り組むとともに、ピアサポートの在り方がよりよい社会資源の一つとして広がっていくための企画や活動等に地域や関係機関と連携しながら参画していきます。また、横浜市の「精神障害者ピアスタッフ推進事業」にも積極的に取り組みます。

4 場の提供

引き続き感染対策を図りながら、当事者に「快適に過ごせる場」を提供するとともに「各種プログラム」や「サークル活動の場」を提供します。参加者一人ひとりが、事業を通し主体的に取り組むことで、自分らしさを発揮できるよう、ボランティア、関係機関と連携を図りながら取り組みます。

5 各種サービスの提供

利用者が地域生活を継続することができるように感染対策を徹底したうえで、夕食、入浴、ランドリー、インターネット・印刷等、各種の生活支援サービスを適切に提供します。

6 家族支援

(1) なぎさ会（家族会）定例会等への参加

定例会等に参加し、情報提供のほか、ニーズの抽出を図り、必要に応じて個別支援を展開します。

(2) 統合失調症家族教室の開催

精神疾患に対する理解を深めるとともに、家族会と連携しながら対応等について学ぶ機会を提供します。

7 広報・啓発

(1) 「文化祭」の開催

新しい生活様式を踏まえ、屏風ヶ浦地域ケアプラザと共催で文化祭を行い、「精神障害に関する理解」を広めるとともに「生活支援センターの機能の周知」を図ります。

(2) 「生活支援センターだより」

生活支援センターだよりを毎月発行し、市内の関係機関などに配布します。また、ホームページ上でも閲覧できるようにします。

8 事故対策・安全管理

(1) 事故の発生を未然に防ぐため、日頃から安全管理意識を高め、事故等の緊急時には、整備している「安全管理マニュアル」に基づき、迅速かつ的確な対応を行います。

(2) 屏風ヶ浦地域ケアプラザと共同で防災訓練を年2回程度、実施します。

(3) 横浜市との協定に基づき災害時の地域の福祉避難所として機能します。

9 個人情報管理

当財団の定める「財団の保有する個人情報の保護に関する規程」に則り、個人情報の保護とリスクマネジメントの徹底により利用者に信頼と安心を提供します。個人情報に関する職員研修に参加するとともに、日頃から持ち出し時やメール送付時などにおいて適切な取り扱いを徹底するなど個人情報保護の意識を高める取り組みを行います。

日々の業務においては、登録者台帳等、個人情報があるパソコン、外部記録媒体、書類等は、業務終了時に書庫内に収納し、施錠します。防災上の必要が生じた場合は、登録時に徴取した個人情報を持ち出せるよう常に整備しておきます。

10 人材育成・資質向上

当生活支援センター職員は、常に精神障害者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるため、研修にも積極的に参加し、資質の向上に努めます。

また、令和2年度からは一般職員全員を対象にMBO（目標によるマネジメント）を実施し、上司と部下が目標や取組内容を共有して業務を遂行し、達成状況を評価することによって、職員の成長と人材育成につなげています。令和6年度も継続してMBOを実施します。

さらに、日々の職員の申し送り時や月2回実施する職員会議において、利用者の状況を把握し、必要に応じケースカンファレンスの開催や個別支援計画の作成を行います。

11 苦情の解決

当生活支援センターでは、提供したサービスに関する利用者や家族等からの苦情については苦情受付の窓口を設置し、迅速で適切な解決を図ります。また、利用者ミーティングの開催やフリースペースに設置している意見箱等を通じて、利用者からの意見に耳を傾けて、生活支援センターの運営に反映させます。

令和6年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市磯子区精神障害者生活支援センター

運営法人：公益財団法人横浜市総合保健医療財団

【収入】

(単位：円)

科目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	71,948,000	49,418,000	7,833,000	14,697,000	
法人負担金					
合計	71,948,000	49,418,000	7,833,000	14,697,000	

【支出】

科目	金額				左記「金額」のうち法人負担金額	内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント		
人件費	63,858,000	42,785,000	7,025,000	14,048,000		
所長						1名
常勤職員						5名
非常勤職員	11,827,000	7,924,000	1,301,000	2,602,000		4名
アルバイト	2,956,000	1,981,000	325,000	650,000		事務補助(障害者雇用)
調理アルバイト	2,317,000	1,552,000	255,000	510,000		調理アルバイト
嘱託医賃金	567,000	380,000	62,000	125,000		医師(月2回) 心理士(月2回)
法定福利費	8,318,000	5,573,000	915,000	1,830,000		社会保険料等
退職給与引当金	1,597,000	1,070,000	176,000	351,000		
福利厚生費	60,000	40,000	7,000	13,000		横浜市勤労者福祉共済掛金等
労務厚生費	132,000	88,000	15,000	29,000		健康診断経費等
施設管理費	5,254,000	4,308,000	525,000	421,000		
光熱水費	2,482,000	2,035,000	248,000	199,000		電気・ガス・水道 ※R4年度決算額×1.1 (R5.4～6実績ベース)
庁舎管理	2,884,000	2,365,000	288,000	231,000		定期清掃、設備点検、 機械警備等
入浴サービス等実費徴収額	△ 112,000	△ 92,000	△ 11,000	△ 9,000		入浴・洗濯・インターネットサービス実施徴収額 光熱水費充当分
運営費	2,836,000	2,325,000	283,000	228,000		
旅費	397,000	325,000	40,000	32,000		一般旅費
消耗品費	648,000	531,000	65,000	52,000		事務用消耗品費、訓練材料費
印刷製本費	72,000	59,000	7,000	6,000		パンフレット他
修繕費	334,000	274,000	33,000	27,000		修繕費(給排水設備等)
通信運搬費	602,000	494,000	60,000	48,000		切手代、電話料等
賃借料	210,000	172,000	21,000	17,000		コピー保守料、ソフト賃借料
備品等購入費	300,000	246,000	30,000	24,000		各種行食用他
保険料	40,000	33,000	4,000	3,000		賠償責任保険・傷害保険料等
雑費	233,000	191,000	23,000	19,000		各種会費、研修会費、講師謝金ほか
本部繰入金	0	0	0	0		
合計	71,948,000	49,418,000	7,833,000	14,697,000		